

第 5 5 期 貸 借 対 照 表

(2 0 2 0 年 3 月 3 1 日 現 在)

住化ロジスティクス株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【 資 産 の 部 】	【6,885,748】	【 負 債 の 部 】	【3,984,094】
(流 動 資 産)	(3,519,362)	(流 動 負 債)	(2,587,485)
現金及び預金	27,036	営業未払金	2,230
営業未収入金	2,186,696	設備関係未払金	43,014
貯 蔵 品	17,148	未 払 金	235,826
前 払 費 用	64,920	未 払 費 用	198,965
預 け 金	1,140,000	未払外注費用	1,394,163
未 収 入 金	68,222	未払法人税等	32,951
そ の 他	15,340	未払消費税等	157,438
		前 受 金	23
(固 定 資 産)	(3,366,386)	預 り 金	18,172
有 形 固 定 資 産	2,218,962	賞 与 引 当 金	503,722
建 物	926,755	前 受 収 益	980
構 築 物	103,226		
機 械 装 置	74,480	(固 定 負 債)	(1,396,608)
車 両 運 搬 具	491,217	退 職 給 付 引 当 金	1,387,951
工 具 器 具 備 品	128,194	長 期 預 り 金	8,657
土 地	493,590		
建 設 仮 勘 定	1,500	【 純 資 産 の 部 】	【2,901,654】
無 形 固 定 資 産	119,869	[株 主 資 本]	[2,901,664]
ソ フ ト ウ ェ ア	72,998	(資 本 金)	(50,000)
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	46,429	(資 本 剰 余 金)	(1,265,317)
そ の 他	442	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,265,317
投 資 そ の 他 の 資 産	1,027,555	(利 益 剰 余 金)	(1,586,347)
投 資 有 価 証 券	60,943	利 益 準 備 金	12,500
関 係 会 社 株 式	35,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,573,847
出 資 金	11,530	繰 越 利 益 剰 余 金	1,573,847
長 期 前 払 費 用	7,981	(うち 当 期 純 利 益)	413,875
繰 延 税 金 資 産	650,894	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[-10]
そ の 他	261,007	(そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金)	(-10)
合 計	6,885,748	合 計	6,885,748

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - ①子会社株式および関連会社株式・・・原価法（移動平均法）
 - ②その他有価証券 時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理している)
 - 時価のないもの・・・原価法（移動平均法）
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法：最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）
 - (2)無形固定資産・・・定額法（リース資産を除く）
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2)賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、当期に負担する支払見込額を計上している。
 - (3)退職給付引当金
従業員の将来の退職給付に備えるため、年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上している。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1)消費税等の処理の方法：税抜方式によっている。
 - (2)連結納税制度の適用：連結納税制度を適用している。
5. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(その他の注記)

会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略している。

以上